

和 6 年第 3 回上里町議会定例会会議録第 3 号

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第 3 0 号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第 3 1 号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第 9 （町長提出議案第 3 2 号）令和 6 年度上里町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 0 （町長提出議案第 3 3 号）令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

出席議員（１４人）

１番	石井 慎也 君	２番	伊藤 覚 君
３番	金子 義則 君	４番	戸矢 隆光 君
５番	高橋 勝利 君	６番	飯塚 賢治 君
７番	猪岡 壽 君	８番	齊藤 崇 君
９番	植原 育雄 君	１０番	高橋 正行 君
１１番	新井 實 君	１２番	沓澤 幸子 君
１３番	高橋 仁 君	１４番	黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	山下 容二 君
総合政策課長	吉村 貴文 君	税 務 課 長	間々田 由美 君
くらし安全課長	関口 博之 君	町民福祉課長	及川 慶一 君
子育て共生課長	間々田 亮 君	健康保険課長	亀田 真司 君
道路整備課長	根岸 利夫 君	産業振興課長	岩崎 賢二 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	神村 輝行	係 長	荒井 純一
主 査	長谷川 紀江		

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

◎日程第 7 町長提出議案第 30 号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第 7、町長提出議案第30号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

御提案申し上げました議案第30号 上里町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

少子化対策の実現に向けて策定されました国のこども未来戦略において、職員配置基準の改善について示されたことに基づき、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準について、満 3 歳児及び満 4 歳以上児の職員配置の最低基準について見直しが行われました。

これに伴い、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第 2 項第 3 号において、小規模保育事業所 A 型の保育士の数について、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね20人につき 1 人としていたものを、15人につき 1 人に、第 4 号において満 4 歳以上の児童おおむね30人につき 1 人としていたものを、25人につき 1 人に改めるもので、施設の類型の異なる第31条、第44条、第47条についても同様に改正するものでございます。

最後に、附則につきましては、第 1 項では、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

第 2 項では、経過措置を規定し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の規定を適用するとするものでございます。

以上で、上里町家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回提案されましたこの内容は、75年ぶりに保育士の配置基準を見直して、1人当たりの保育士が見る子どもの人数を減らすということで、いい方向の見直しではあると思うんですね、しかしながら、この施行期日のところを見ますと、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を要すおそれがあるときは、当分の間は、これに従わなくてもいいという、そしてその下を見ますと、従来のものもその当分の間はそれを残して、それを違法としないということになっているわけですので、改めてお聞きしたいんですけども、3日か4日の新聞に子どもたちにもう1人保育士をと、全国保護者実行委員会のアンケート全国の24%だったかな、の市区町村で実施したアンケートの報告が載ってありましたけれども、公立保育園においても7割配置しているところと配置の見通しがあるところが7割で、配置できていない配置の見通しもないというところが3割ほどあったんですね、でお聞きしたいのは上里町においての状況なんですけれども、公立保育園については、予算のときにお聞きしましたがけれども、民間保育所においてやはり今配置したいという思いがあっても保育士不足がありますのでね、どういう状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

町内の保育園等につきましては、園長会議などの場で確認をしたところ、基準は今回変わったわけなんですけれども、既に実務的になかなか基準どおりの人数で見るのは難しいというところで、既に配置はされているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいま説明していただきましたけれども、ちょっと分からなかったんですが、基準どおりの配置は難しいということは旧配置のままの保育園があるということなんですか。新たな配置基準に基づいた加配を含めた配置としても、どういう配置の仕方

がされているのでしょうか。正規職員としてきちっと1人新たに雇用して配置されているのかその辺も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 杓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

基準が変わったのは今回なんですけれども、既にこの基準を満たすような形で運営はされておりますと聞いております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第31号 上里町町道路線の廃止について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第31号 上里町町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第31号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

払下げ予定があるため、町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、町道路線廃止調書のとおり1路線となっております。

町道3074号線は隣接土地所有者により、一体利用したいとの払下げ申請があり、他の隣接者

の同意や不利益が生じないことを確認いたしました。廃止の承認をいただいた後は、申請者へ払下げをする予定でございます。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第31号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第32号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第32号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第32号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和6年度上里町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,914万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,814万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するもので

ございます。

2 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は2億5,739万2,000円の増額補正となり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び子ども・子育て支援事業費補助金の増額となっております。

款16県支出金は650万9,000円の増額補正となり、地域計画策定推進緊急対策事業補助金の増額となっております。

款20繰越金は1,524万8,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して2億7,914万9,000円を追加し、110億2,814万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款2総務費は1億8,464万5,000円の増額補正となり、定額減税補足給付金事業に係る調整給付金や公共交通ネットワーク促進事業に係るデマンド交通システム運用支援業務委託料などの増額となっております。

款3民生費は8,411万9,000円の増額補正となり、住民税非課税世帯等に対する給付金や児童福祉事務事業に係る児童手当システム改修業務委託料などの増額となっております。

款5農林水産業費は901万円の増額補正となり、農業振興事業に係る上里町地域計画策定支援業務委託料などの増額となっております。

款8消防費は137万5,000円の増額補正となり、消防施設整備事業に係る修繕料の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して2億7,914万9,000円を追加し、110億2,814万9,000円とするものでございます。

3 ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、上里町コミュニティバス運行事業補助金の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、令和6年度上里町一般会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が、お手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 2ページということになるのでしょうか。税務課のところの定額減税補足給付金事業のところなんですけれども、いわゆる減税し切れない部分を給付するという部分なんですけれども、この1億6,000万の対象人数というのはどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

定額減税の対象となる納税義務者に対して行うということになってございますので、現在推計しております対象納税義務者は6,000人ということで計上しております。その中で、扶養についても納税義務者に対し、配偶者もしくは子ども、もしくは親ということで扶養がいた場合には、その方たちにも同額の減税が行われるところですが、それを減税できなかった場合に給付するという方式になってございますので、そちらの方の人数をこれは推計で予測でございますので、6,000人に対して約8,000人を給付対象者の数として見込んでございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう一点は、次のページの産業振興課の上里町地域計画策定支援業務委託料なんですけれども、県からほとんど、かなりの補助金を得て、新たに策定していくということでありますけれども、先ほど、かなり具体的な説明をしていただきましたけれども、この策定プランの委員というのでしょうか。どのような人数、農家の方がどのくらい入ってこの策定計画が進められる意向になっているのか。あと、計画のアンケートをとるということは分かりましたけれども、それはどの辺を対象にしてどういう内容のアンケートが計画されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岩崎賢二君発言〕

○産業振興課長（岩崎賢二君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

まず、地域計画ということで今回、県から補助を頂いて策定をしていくというところでござ

いますけれども、策定のメンバーにつきましては、アンケートを先行して今現在、取らせていただいている状況でございまして、農地の所有者や耕作者に対して実施させていただいている予定でございます。地域の話合いということで耕作者や農業委員会の方々にもお話合いに混じっていただいて、進めていただくということになります。これからスケジュール的には、今年制度的には令和6年度末までに計画を策定しなければいけないということになってございますので、スケジュールでは、今現在、アンケートを取らせていただいて、9月、10月頃には町内を4地区に分けてそれぞれ話合いの場を設けるということで12月末までには素案ができればというふうな形で予定はしております。

説明は以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

もう既に、アンケートが実施されているということでもありますので、具体的にはどのような内容のアンケートになっていくんでしょうか。今、国のほうでも農業基本計画が見直しされて、非常に不安いっぱい計画ができていると思うんですよ。いわゆる自給率を引き上げるということがすっぱり落ちてしまいましたので、そして今、気候変動だとか、戦争だとか、また円安だとか、様々な中で本当にこの先ね、食料が確保できるのかということを不安に思う声も結構聞かれています。地元でも聞いています。そういう中でどういう内容のアンケートを計画しているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岩崎賢二君発言〕

○産業振興課長（岩崎賢二君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今現在、手元にアンケート用紙というのが用意していないので申し訳ございません。ただ、内容的には、計画的には将来、10年後の農地の利用の姿ということで、具体的には、農地一筆ごとに誰がどこを耕作するのかというような形で、協議の場というところを設けさせてもらって、地域の皆さんで話し合っていていただいて、図面に色塗りをしていく、その後図面を作っていくというような形で、あくまでも目標ということで、少しずつ改善していくというような計画になっているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○８番（齊藤 崇君） 定額減税が６月ですから始まっているんですけども、先ほど説明の中で、定額減税補足給付金事業というタイトルであるんですけども、ここで会計年度任用職員の報酬等が明記されていますけれども、まず、これに関わる会計年度任用職員は何名採用する予定なんですか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

本予算において計上させていただきました会計年度任用職員につきましては、２名を予定しております。

○議長（黛 浩之君） ８番齊藤崇議員。

〔８番 齊藤 崇君発言〕

○８番（齊藤 崇君） 先ほど申しましたように、事前作業というのが進められていると思うんですけども、２名という説明がありましたが、これはその都度タイムリーにね、会計年度任用職員というのを採用して、作業の内容的にね、軽微な作業なら採用して即、ちょっとした説明というか、指導をただけで対応できるんじゃないかなという先入観を私は持っています。

ただ、こういった金額を扱うような、ウェブ上というか、パソコン上で出すんで、手計算とかほとんどないと思うんですけども、その辺の業務の内容に対応できるそういった任用職員の採用の仕方、これを仮にね、短期間で済んじゃった場合は、採用期間というのは、昔でいうパートみたいな考え方で採用するのか、会計年度任用職員でも結構対応じゃなくて、保証制度というのが確立されていますよね、年々充実されてきていると思うんですよ。そういう面から見ると恐らくこの定額減税が済んだら、言い方は悪いですけども、使い捨てみたいに放って、はい、終わりですというふうなことになっちゃうのか、これは最後のほうで次のページでしたっけ、農業商工事業のところもそうです、同じ考え方ですよ。必要に応じて採用する、それはそれでいいんですけども、これも要するに作業内容というのは軽微で済んじゃうのか、要するに誰でもできるという作業なのか、それについて説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、想定されている業務内容につきましては、今回は給付につきまして確認書というものを対象者に送らせていただきます。送らせていただいた内容について、受給者が確認をし、給付を受けると言った場合に支給するという形になっておりますので、その返信を受けまして、振込先の口座の入力、あとは、形式的な記入内容の漏れがないかのチェック、あとは、添付書

類が不足はしていないかと、そういったところを確認をしていただくということを想定しております。その後、進んでいきましたところにおいては、電話対応も当然考えなければなりませんので、こちらで想定しております対応の電話対応マニュアルに基づきまして、一般的な問合せに対しては、回答いただけるような形を現在考えているところでございます。

今回の会計年度任用職員につきましては、4月当初から1年間採用される会計年度任用職員と短期である会計年度任用職員につきまして、雇用形態とか、福利につきまして、何ら変わることはないというふうに認識しておるところでございます。

税務課におきましては、今回7月から12月の6か月を想定してございますので、この後、確定申告か、また、1月から3月にかけて会計年度任用職員を採用し、実施していく予定になっておりますので、継続的に採用するということは約束することはできませんが、その都度、公募を行って、面接を行い、適性を判断した中、適性があると判断した方につきまして、協力をしていただくというふうに考えてございますので、これにより、業務が終わったので、今後については保証はありませんよとか、そういったことではございませんので、それぞれにつきまして、条件を提示し、御理解いただいた方に勤務をいただいているというところではございますので、そういったところのトラブルはないようにしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岩崎賢二君発言〕

○産業振興課長（岩崎賢二君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

産業振興課の地域計画に係る会計年度任用職員の採用ということで、御質問かと思いますが、こちらの会計年度任用職員は、採用期間は7月から大体9月、12月ぐらいの先ほど御説明させていただいた策定期間で予定をさせていただいているところでございます。

今回におきましては、様々なイベント、事業等、現場と机上で業務をさせていただいているところでございます。そして、今回、様々な農家の方々の御意見を集約するというところの中で、アンケート内容であったり、地域の話合いでの作業であったり、それを図面に反映するとそういった形で、業務の予定をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 今回の定額減税について、ちょっと問合せがあったんですけども、今回、税務課って大変な作業に入るんじゃないかなというふうな問合せがありました。それで、

そこのところについて、2名ということで、ある程度前にそういう経験があったとか、全く白紙の状態で採用するかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 高橋勝利議員の御質問に御説明申し上げます。

会計年度任用職員2名につきまして、経験がある方に御応募いただければそれに越したことはございませんので、そういった方につきましては、他の応募者と比較した中、優先度が高いと考えた場合には、そういった方が採用になるかなというふうに思っております。一般的に公募を行うということで、想定しておりますので、どういった方に応募いただけるのかはちょっと今のところは未定というところで御理解いただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 高橋議員の御質問に補足で説明させていただきます。

町長の冒頭の御挨拶にもございましたとおり、職員編成の特色ということで税務課にはこのたびの給付金の関係で実施体制の確保ということで厚みを少し持たせて配置をしてございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岩崎賢二君発言〕

○産業振興課長（岩崎賢二君） 先ほどの杳澤議員のアンケートの内容ということで御説明させていただきます。

こちらも概要で申し訳ございません。分かりやすく説明させていただくと、まず、後継者がいるのかどうかというところと、農地をどうしたいのか、手放すのか、貸したいのかというような主な内容になります。あと、貸す相手がいるのかどうかとか、地域で様々な話合いがされる前提のアンケートということで、皆様にお伺いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第32号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立

により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 町長提出議案第 33 号 令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第33号 令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第33号 令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによります。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,230万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款 4 県支出金は453万8,000円の増額補正で、総務管理事業に対する特別調整交付金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして453万8,000円を追加し、32億4,230万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款 1 総務費は453万8,000円の増額補正で、国民健康保険被保険者証廃止に伴うシステム改修費など役務費や委託料の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして453万8,000円を追加し、32億4,230万1,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の補正は、全額県の補助金によっていわゆるシステム改修、そのシステム改修の内容が、健康保険証を廃止することに伴う改修というふうになっているわけなんです。今現在、上里町はマイナンバーカードと保険証を結びつけている方がどのぐらいの割合でいらっしゃるのか、また、ポイントでカードを作った方もたくさんいると思うんですけども、カードは使う気はないけれども、作ったという声も聞いています。実際問題どの程度の利用率が見られるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、健康保険課のほうで把握できるものとしては、国民健康保険に加入している方の中で、マイナンバーカードと保険証が紐付けられている割合というふうなことでお話をさせていただければと思います。

保険証と紐付けを行われている割合につきましては、約58%になります。

それで、国全体を見て見ますと全人口の約60%がマイナンバーカードと健康保険証がひもづけられていると、また、マイナンバーカード保有者のうち約73%の方がマイナンバーカードと保険証がひもづけられているというふうな状況になっております。

また、マイナ保険証の利用率というふうなことから言いますと、これは、少し前のデータになるんですけども、マイナ保険証の当町の利用率につきましては、7.48%ということになっております。直近の国内におけるマイナ保険証の利用率が今発表されている中でも6.5%というふうになっておりますので、少し前の数字ではありますがけれども、国の平均を上回っているというふうな状況になっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 全国的にも非常に低いことが今明らかになってきているわけなんですけれども、結びつけたことによるトラブルも大変多く発生しております。上里町は、全国平均を若干上回っているようでありますけれども、何といたっても1割にも満たない、そういう状況で私は、保険証を廃止することそのものがね、非常に大変な事態を引き起こしていくんじゃないかなというふうに思うところなんです。国が進めていることでありますけれども、このシステム改修を行って区切りをとって、国は12月と言っているわけですから、それまでにやれということなんでしょうけれども、実際問題、町民の声としてはどのような声が担当課のほうには届いているんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

最近、電話のお問合せが多いのは、12月2日以降、新たな健康保険証のほうは発行されなくなります。今、お手持ちの保険証が、いつまで使えるのかというふうなお問合せが最近は多いように感じております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） システム改修の説明がありましたけれども、それはそれでいいんですけれども、町としては、システム改修して保険証をなくす作業というのは、いつまでに完了する予定なんですか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回、3つシステム改修予定しておりますけれども、そのうち一番大きいのは、12月2日以降に新たな保険証が廃止になるという、発行されなくなるということを受けまして、それに代えて資格確認証、現行の保険証と同じような役割を果たす資格確認証の発行が必要になってまいりますけれども、そのシステム改修のうち資格確認証の発行業務に係るものにつきましては、本年10月末を完了期間として予定をしております。また、そのほかのものにつきましても、秋口をめどにシステム改修のほうは完了させる予定であります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） それから、町内の各開業医、歯科を含めたところで受付の窓口行くと必ずマイナンバーカードの認証というか、そこでもう登録できちゃうよという説明を受けているんですけども、この普及というのは、どの程度、何割ぐらい進んでいるんですか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

医療機関ごとのマイナ保険証に結びつけるというふうな進捗につきましては、具体的には分かっておりません。先ほども御説明したとおり大体マイナンバーカードと保険証のひもづけというのがまだ6割くらい進んでいるようなところで、また、今年の5月から7月までにつきましては、マイナ保険証の利用促進の月間というふうにされておまして、医療機関のほうでも昨年の10月のマイナ保険証の利用率と今年度5月から7月までのいずれか、一番多い月の利用月を比較して、利用増に応じて交付金等を交付されるというふうな仕組みもできておりますので、恐らく今年度5月から7月までにつきましては、そういった強化月間の月となっておりますので、これまで以上に利用率というか、登録率のほうが伸びていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑ありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） ちょっと離れちゃうんですけどもね、保険証とマイナンバーカードのことだからいいかと思うんですけども、実は最近私が耳にしたというか目にしたのが、マイナカードの偽造が出ているんですよ、かなり。中国人か何かがやっているのかな、やったのかな、これが、どうなっちゃうんだろうと要するに保険証をなくして、今度はマイナンバーカードだけで、オンリーでいった場合に結局いろいろなものが将来的にひもづけられるということが想定されているわけですけども、今現在でもそういった偽造が簡単に行われるようなそのマイナンバーカード、本当に我々の国民に対して安全・安心な要するにシステムなのか、国がやっていることで、ここで言ってもしょうがないかなと思うんですけども、危険な要するに要素をかなりはらんでいるということは、これからの保険証、マイナンバーカードに関しては、すごく懸念をしているところなんですけれども、見解として課長のほうはどういうふうに思っているか教えてください。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

マイナンバーカードの偽造につきまして、基本的にそもそもがマイナポータルを使っているといった点、それから、それぞれのマイナンバーカードにおける番号等がありますので、今おっしゃられているその偽造というのが、一体どこまでの偽造を指しておっしゃられているのか、私のほうでは理解ができておりませんが、いずれにしても当然のことながら国におきましても、そういった偽造が発生していけば、その分についてのフォローをしていくといった点、また、様々などうしてもネット上での扱いになりますので、そういったセーフティネットを張っていくというようなことは、当然国のほうで実施していくものと認識しております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 今、同僚議員から各医療機関で、マイナンバーカードを保険証とひもづけをするそういう装置がついていますが、それを各市町村はどういう形で把握されているのか、また、把握できないのか、そこら辺のところを初歩的な質問なんですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 植原議員の御質問に御説明を申し上げます。

今、町内にあります医療機関のほぼ、ほとんどにつきましては、オンライン資格情報の仕組みを導入しております、マイナンバーカードと保険証をひもづける機械は恐らくほとんどのところに入っているかと思います。ただ、オンライン資格確認の適用除外になるところも幾つかあるようで、それは町内であるかということではありませんで、例えば助産師であったりとかそういった施設では、オンライン資格の確認の適用除外になっているので、そうしたところについては、機械については任意の設置になっているので、置いていない場合もありますけれども、町内のほとんどの機関は、オンライン資格の確認を今、導入しておりますので、ほとんどの医療機関におきましては、ひもづけできるような機械は設置しているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第33号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について反対であります。

いわゆる非常に後手後手になっていて、マイナンバーカードによるこの偽造だとか不正使用だとか、いろいろなことが起こっている中で、問題が起きてから新たな対策をとっても、一度流れてしまった情報だとか、あとは、偽造されて全財産を使われてしまったりとか、そういうことさえ起こっているわけですので、そういう不安定な中、また、国は、ポイントを付与することでね、マイナンバーのひもづけを増やしてきましたけれども、実際問題利用者は非常に少ない、こういう現状の中で急いでこのシステム改修をして、そして利用者のほうにもまた、医療機関にも非常にね、負担が大きくなると思うんですよ、マイナンバーカードを使う人、そして資格証明書を使ってくる人、そういう中で医療関係者からも国に対して急いでこの現状の保険証を廃止することはやめてくれという要望が上がっていると思います。そもそもマイナンバーカードは任意性でありましたので、絶対必要な健康保険証とどうしても結びつけなければいけないということになると、当初の国の説明からも外れていく、そういうことになると思います。国が進めていることであって、町はしかしながら、地方自治体は国の下請機関ではないと思うんですね。地方は、地方自治の下でちゃんと国と対等であると思うんです。上里町においても、まだ1割に満たない利用者、高齢者の方は、非常に不安の声を上げています。落としたらどうしよう。そんなのどういうふうに使っていいかわからない。今、現在で健康保険証は定期的に必要な時期に切替え時期に送ってきますよね、誰も困りません。だけれども、この確認保険証になりますと申請しなくてはいけない、障害を持っている方、高齢になった方、非常に大変な負担を強いることだと思います。ですので、100%補助金が出るからといってもそんな大きな問題を残しながら、システム改修していくことには反対です。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第33号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時3分散会